

別添 3

①作業環境測定の特例許可に係る留意事項(粉じん)

粉じん障害防止規則第26条第3項の規定に基づく許可については、次の事項に留意して下さい。

1 許可の効力

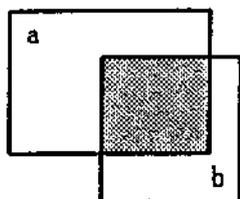
次のいずれかに該当することとなった場合には、この許可の効力は及ばないこととなりますので、この許可を受ける前に行っていた方法で測定を行わなければなりません。

(1) 許可を受けた単位作業所で行われる作業が次の表における別の区分の作業に変わったとき

区分	作業形態
1	ふるいわけ、混合、混入、散布、投入、造型、成形、袋詰め等粉末を原材料として取り扱う作業
2	掘削、断裁、彫り、破碎、粉碎、はつり、バリ取り、研磨、仕上げ、加工等の作業
3	製品若しくは半製品又は設備に付着した物質を取り除く作業（砂落とし、型ばらし、ショットブラストによる作業を含む。） 原材料、製品若しくは半製品又は設備を取り扱うことに伴い、これらに付着した粉じんが飛散する作業（粉体の運搬、積卸しの作業を含む。）
4	金属又は非金属の精錬、溶融、湯出し、又は鋳込みの作業
5	金属の溶接、溶断、熱処理又は溶射の作業

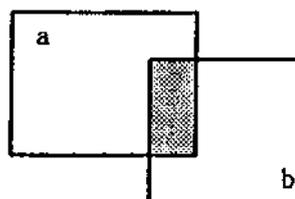
(2) 許可を受けた単位作業場所について、許可申請に係る2年間に行われた測定のうち申請に係る直近の測定の際に設定した単位作業場所と比較して、その共通部分の面積が双方の単位作業場所から見ていずれも2分の1未満となったとき

(例) 単位作業場所の共通部分と許可の効力の関係



a、bはそれぞれ  
単位作業場所を表  
す

共通部分の面積が  
aの2分の1未満  
bの2分の1以上  
→許可は有効



共通部分の面積が  
aの2分の1未満  
bの2分の1未満  
→許可の効力は及ばない  
測定は許可前の方法による

2 報告

許可を受けた単位作業場所の作業環境測定結果の評価結果が第1管理区分でなくなったときは、許可書(「許可」の表示をした許可申請書)を添えて、遅滞なく、文書で、報告して下さい。

②作業環境測定の特例許可に係る留意事項(特定化学物質)

作業環境測定基準第10条第3項の規定に基づく許可については、次の事項に留意して下さい。

1 許可の効力

次のいずれかに該当することとなった場合には、この許可の効力は及ばないこととなりますので、この許可を受ける前に行っていた方法で測定を行わなければなりません。

(1) 許可を受けた単位作業所で使用される測定対象物が他の物質に変わったとき。

ただし、測定対象物が混合特別有機溶剤の場合にあつては、許可を受けた単位作業場所で使用される測定対象物が、次表の×印に該当することとなったとき。

主成分変更の有無 成分指数(注2)	主成分(注1)不変	主成分変更	
		別表第1中の ○印の物質	それ以外の物質
基準値(注3)の3倍以下	○	○	×
基準値の3倍超	○	×	×

(注1) 「主成分」とは、含有成分のうち別表第1に掲げられている特別有機溶剤の中で最も含有量の多いものをいう。

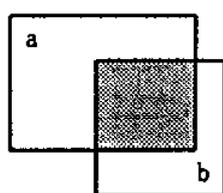
(注2) 「成分指数」の求め方は、後出。

(注3) 「基準値」とは、許可申請に係る2年間に行われた測定時に求められた成分指数の最小値をいう。

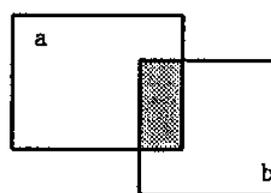
(2) 許可を受けた単位作業場所で行われる作業が、別の作業に変わったとき

(3) 許可を受けた単位作業場所について、許可申請に係る2年間に行われた測定のうち直近の測定の際に設定した単位作業場所と比較して、その共通部分の面積が双方の単位作業場所から見ても2分の1未満となったとき

(例) 単位作業場所の共通部分と許可の効力の関係



a, bはそれぞれ  
単位作業場所を  
表す



共通部分の面積が  
aの2分の1未満  
bの2分の1以上  
→許可は有効

共通部分の面積が  
aの2分の1未満  
bの2分の1未満  
→許可の効力は及ばない  
測定は許可前の方法による

2 報告

許可を受けた単位作業場所の作業環境測定結果の評価結果が第1管理区分でなくなったときは、許可書(「許可」の表示をした許可申請書)を添えて、遅滞なく、文書で、報告して下さい。

\_\_\_\_\_労働基準監督署

### ③作業環境測定の特例許可に係る留意事項(有機溶剤)

作業環境測定基準第13条3項の規定に基づく許可については、次の事項に留意して下さい。

#### 1 許可の効力

次のいずれかに該当することとなった場合には、この許可の効力は及ばないこととなりますので、この許可を受ける前に行っていた方法で測定を行わなければなりません。

- (1) 許可を受けた単位作業場所で使用される測定対象物が、次表の×印に該当することとなったとき

主成分変更の有無 成分指数(注2)	主成分(注1)不変	主成分変更	
		別表第2中の ○印の物質	それ以外の物質
基準値(注3)の3倍以下	○	○	×
基準値の3倍超	○	×	×

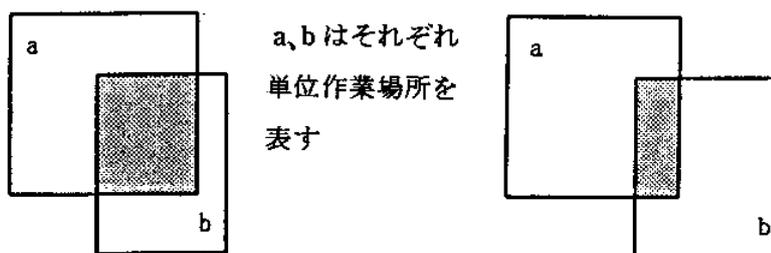
(注1) 「主成分」とは、含有成分のうち別表第2に掲げられている有機溶剤及び特別有機溶剤の中で最も含有量の多いものをいう。

(注2) 「成分指数」の求め方は、後出。

(注3) 「基準値」とは、許可申請に係る2年間に行われた測定時に求められた成分指数の最小値をいう。

- (2) 許可を受けた単位作業場所で行われる有機溶剤業務の種類が変わったとき
- (3) 許可を受けた単位作業場所について、許可申請に係る2年間に行われた測定のうち直近の測定の際に設定した単位作業場所と比較して、その共通部分の面積が双方の単位作業場所から見ていずれも2分の1未満となったとき

(例) 単位作業場所の共通部分と許可の効力の関係



a, bはそれぞれ  
単位作業場所を  
表す

共通部分の面積が  
aの2分の1未満  
bの2分の1以上  
→許可は有効

共通部分の面積が  
aの2分の1未満  
bの2分の1未満  
→許可の効力は及ばない  
測定は許可前の方法による

2 報告

許可を受けた単位作業場所の作業環境測定結果の評価結果が第1管理区分でなくなったときは、許可書(「許可」の表示をした許可申請書)を添えて、遅滞なく、文書で、報告して下さい。

\_\_\_\_\_労働基準監督署

④作業環境測定の特例許可に係る留意事項  
(混合特別有機溶剤かつ混合有機溶剤)

作業環境測定基準第10条第3項及び第13条3項の規定に基づく許可については、次の事項に留意して下さい。

1 許可の効力

次のいずれかに該当することとなった場合には、この許可の効力は及ばないこととなりますので、この許可を受ける前に行っていた方法で測定を行わなければなりません。

- (1) 許可を受けた単位作業場所で使用される測定対象物が、次表の×印に該当することとなったとき

主成分変更の有無 成分指数 (注2)	主成分 (注1) 不変	主成分変更	
		別表第1又は別表第2中○印の物質	それ以外の物質
基準値 (注3) の3倍以下	○	○	×
基準値の3倍超	○	×	×

(注1) 「主成分」とは、含有成分のうち別表第1又は別表第2に掲げられている特別有機溶剤及び有機溶剤の中で最も含有量の多いものをいう。

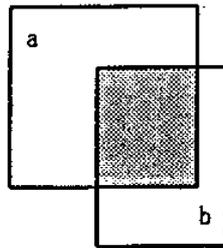
なお、測定対象物が混合特別有機溶剤に該当し、かつ、混合有機溶剤にも該当する場合であって、成分に特別有機溶剤と有機溶剤の両方を含むものである場合については、別表第2を参照し、そうでない場合には別表第1を参照する。(注2)の成分指数の算出においても同じ。

(注2) 「成分指数」の求め方は、後出。

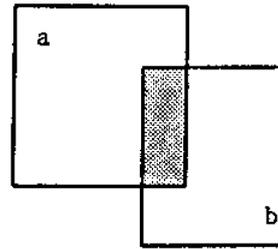
(注3) 「基準値」とは、許可申請に係る2年間に行われた測定時に求められた成分指数の最小値をいう。

- (2) 許可を受けた単位作業場所で行われる有機溶剤業務の種類が変わったとき  
(3) 許可を受けた単位作業場所について、許可申請に係る2年間に行われた測定のうち直近の測定の際に設定した単位作業場所と比較して、その共通部分の面積が双方の単位作業場所から見ていずれも2分の1未満となったとき

(例) 単位作業場所の共通部分と許可の効力の関係



a、bはそれぞれ  
単位作業場所を  
表す



共通部分の面積が  
aの2分の1未満  
bの2分の1以上  
→許可は有効

共通部分の面積が  
aの2分の1未満  
bの2分の1未満  
→許可の効力は及ばない  
測定は許可前の方法による

2 報告

許可を受けた単位作業場所の作業環境測定結果の評価結果（個々の特別有機溶剤ごとの評価結果又は混合有機溶剤としての総合的な評価結果のいずれか又は両方）が第1管理区分でなくなったときは、許可書（「許可」の表示をした許可申請書）を添えて、遅滞なく、文書で、報告して下さい。

労働基準監督署

別表第 1

作業環境測定基準第 10 条第 3 項を適用する場合の t 値

特別有機溶剤の名称	t 値	検知管方式
エチルベンゼン	3	
クロロホルム	300	○
四塩化炭素	100	○
1, 4-ジオキサン	30	
1, 2-ジクロロエタン	100	
1, 2-ジクロロプロパン	300	
ジクロロメタン	100	
スチレン	3	○
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	30	
テトラクロロエチレン	3	○
トリクロロエチレン	30	○
メチルイソブチルケトン	10	

注：「検知管方式」欄の○は、作業環境測定基準第 10 条第 2 項の規定により検知管方式が認められている物質であることを示す。

成分指数の計算式

$$F = f_1 \cdot t_1 + f_2 \cdot t_2 + \dots$$

この式において F、 $f_1$ 、 $f_2$ ……及び $t_1$ 、 $t_2$ …… は、それぞれ次の値を表す。

F : 成分指数

$f_1$ 、 $f_2$ …… : 混合特別有機溶剤中の特別有機溶剤の種類ごとの含有量（重量パーセント。ただし、その和が100パーセントにならないときは、100パーセントに換算。）

$t_1$ 、 $t_2$ …… : 各特別有機溶剤について別表第 1 に掲げる値

なお、この計算は、別表第 1 に掲げられている特別有機溶剤以外の物質は除外して行うこと。

## 別表第2

## 作業環境測定基準第13条第3項を適用する場合のt値

特別有機溶剤	有機溶剤又は特別有機溶剤の名称	t 値	検知管方式
	アセトン	3	○
	イソブチルアルコール	1	
	イソプロピルアルコール	1	○
	イソペンチルアルコール	1	○
	エチルエーテル	10	○
	エチレングリコールモノエチルエーテル	10	
	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	3	
	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル	1	
	エチレングリコールモノメチルエーテル	1000	
	オルトジクロルベンゼン	1	
	キシレン	3	○
	クレゾール	1	○
	クロルベンゼン	10	○
	酢酸イソブチル	1	○
	酢酸イソプロピル	3	○
	酢酸イソペンチル	1	
	酢酸エチル	3	○
	酢酸ノルマルブチル	1	○
	酢酸ノルマルプロピル	1	
	酢酸ノルマルペンチル	1	
	酢酸メチル	10	
	シクロヘキサノール	1	
	シクロヘキサノン	3	○
	1, 2-ジクロルエチレン	10	○
	N・N-ジメチルホルムアミド	3	○
	テトラヒドロフラン	30	
	1, 1, 1-トリクロルエタン	3	○
	トルエン	10	○
	二硫化炭素	3000	○
	ノルマルヘキサン	30	
	1-ブタノール	3	
	2-ブタノール	1	○
	メタノール	3	
	メチルエチルケトン	3	
	メチルシクロヘキサノール	1	
	メチルシクロヘキサノン	1	○
	メチルノルマルブチルケトン	30	
※	エチルベンゼン	3	
※	クロロホルム	300	○
※	四塩化炭素	100	○
※	1, 4-ジオキサン	30	
※	1, 2-ジクロロエタン	100	
※	1, 2-ジクロロプロパン	300	
※	ジクロロメタン	100	

※	スチレン	3	○
※	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	30	
※	テトラクロロエチレン	3	○
※	トリクロロエチレン	30	○
※	メチルイソブチルケトン	10	

注1：「特別有機溶剤」欄の※は、その物質が特別有機溶剤であることを示す。

注2：「検知管方式」欄の○は、作業環境測定基準第10条第2項又は第13条第2項により検知管方式が認められている物質であることを示す。

成分指数の計算式

$$F = f_1 \cdot t_1 + f_2 \cdot t_2 + \dots$$

この式において F、 $f_1$ 、 $f_2$ ……及び $t_1$ 、 $t_2$ …… は、それぞれ次の値を表す。

F：成分指数

$f_1$ 、 $f_2$ ……：混合有機溶剤中の特別有機溶剤又は有機溶剤の種類ごとの含有量（重量パーセント。  
ただし、その和が100パーセントにならないときは、100パーセントに換算。）

$t_1$ 、 $t_2$ ……：各特別有機溶剤、各有機溶剤について別表第2に掲げる値

なお、この計算は、別表第2に掲げられている特別有機溶剤、有機溶剤以外の物質は除外して行うこと。